

⑦遺産分割協議書を作成済の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	遺産分割協議書 原本	すべての相続人の署名・捺印があるかをご確認ください。 * 未成年者と親権者が遺産分割協議を行う場合、特別代理人の選任が必要です。 特別代理人の署名・実印での捺印と、特別代理人選任審判書謄本・印鑑登録証明書の原本をご用意ください。	特別代理人の選任は、家庭裁判所に請求します。	
2	相続手続依頼書	原則として「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願いいたします。 ただし、遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば特定相続人の署名・実印の捺印のみで可能です。 相続預金を遺産分割協議書どおりに記載してください。	当庫窓口でお受け取りください。 遠方の方はご郵送いたします。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。(原則発行日から6か月以内)				
3	A： 亡くなられた方の 戸籍謄本(全部事項証明書) 除籍謄本(除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人全員の 戸籍謄本(全部事項証明書) B： 登記所(法務局)発行の認証文付き 法定相続情報一覧図の写し 原本	出生からお亡くなりになった時までの連続した戸籍謄本を全てをご用意ください。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本もお願いいたします。 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所(法務局)で確認、保管の手続きが必要となります。	本籍所在の市町村役場でお取り寄せください。 遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。 保管の手続きを行った登記所(法務局)でお取り寄せください。	
4	相続人全員の印鑑登録証明書 原本 (原則発行日から6か月以内、融資取引のある場合は、発行日から3か月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 * 特別代理人がいる場合は、特別代理人についても必要となります。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
5	相続人代表の実印・本人確認書類	預金等の払出時は、代表して相続手続きをする方の実印が必要です。 * 名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の登録が必要となります。また、本人確認書類もご用意ください。 本人確認書類は公的書類(運転免許証、各種健康保険証など)をご用意ください。		
6	<お取引が預金のみの場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <お取引に融資が含まれる場合> <お取引に出資金が含まれる場合> 出資証券 <その他のお取引が含まれる場合>	全ての預金通帳・証書・キャッシュカードなどをご提出いただきます。 紛失時は窓口にお申し出ください。 お取引店舗へお問い合わせください。 内容により、ご用意いただく書類・枚数の追加をお願いする場合があります。 出資証券をご提出いただきます。紛失時は窓口にお申し出ください。 ・ 出資金脱退金のご入金については、翌年4月初旬となります。また、現金でのお支払いはできません。 当金庫の口座へご入金またはお振込み(振込手数料がかかります)をお願いいたします。 ・ 相続書類の預かり時期によっては、翌々年4月初旬となる場合もありますのでご注意ください。 【貸金庫取引】 鍵・利用カード等をご提出いただきます。紛失時は窓口にお申し出ください。 原則、相続人皆さまの立会で開函し内容物の確認をお願いいたします。 【債券/保険/信託】 お取引店舗へお問い合わせください。	当金庫窓口でご確認ください。	